

千葉県自動体外式除細動器（AED）設置情報提供要領

（目的）

第1条 この要領は、千葉県 AED の使用及び心肺蘇生法の実施の促進に関する条例（平成28年千葉県条例第57条。以下「条例」という。）第12条に規定する AED 情報の提供に関して必要な事項を定める。

（用語）

第2条 この要領において使用する用語は、条例において使用する用語の例とする。

（対象）

第3条 条例第12条第1項に規定する AED 情報の対象は、以下の条件を満たす全ての AED とする。

- （1）県内に設置されていること。
- （2）AED が動作可能な状態であること。

（情報の提供）

第4条 条例第12条第1項に規定する AED 情報の提供は、自動体外式除細動器(AED) 設置届出書（第1号様式）により行うものとする。

2 条例第12条第2項に規定する AED 情報の変更に係る提供は、自動体外式除細動器 (AED) 変更届出書（第2号様式）により行うものとする。

3 条例第12条第2項に規定する AED の設置の廃止に係る情報提供は、自動体外式除細動器 (AED) 廃止届出書（第3号様式）により行うものとする。なお、AED が正常に動作しない状態となり、当面の間改善の見込みがない場合も同様に情報提供するものとする。

（情報の公表）

第5条 県は、提供のあった AED 情報のうち、公表の同意があるものについてインターネットその他の方法により当該 AED 情報を公表するものとする。

（付則）

この要領は、平成29年4月1日から適用する。